

ダイホルタン（カプタホール）とは

ダイホルタンとは、過去に農薬登録のあった殺菌剤の種類名かつ商品名である。今回違法に販売されていたものの商品名は、「ホールエース」又は「ホールエイト」である。

過去に登録のあった農薬に関する情報は以下の通り。

- 1 種類名：ダイホルタン（ISO名：カプタホール(captafol)）
〔フタルイミド系殺菌剤〕
- 2 商品名：ダイホルタン
- 3 有効成分：N-(1,1,2,2-テトラフルオロエチル)-4-シロキソベンゾ-1,2-ジカボキシミド
- 4 登録年月日：昭和39年12月4日
失効年月日：平成元年12月25日
- 5 当時の製造業者：日本農薬、北興化学、日産化学、三共
- 6 出荷数量：

(単位：t,kl)

剤型(含有率)	S60	61	62	63	H元年
水和剤(38,80%)	541	665	892	—	—

- 7 当時の主な適用

かんきつ(そうか病、黒点病、他)、りんご(斑点落葉病、黒星病、他)、たまねぎ、もも、すいか、しろうり、メロン、かぼちゃ、まくわうり、きゅうり、トマト、ぶどう、いちご、茶、キャベツ、なし、ばれいしょ

- 8 その他

毒性：普通物 (急性経口毒性：ラット雄 LD₅₀ 2500~6200 mg/kg)

魚毒性：C

登録時の基準

残留農薬基準値：キャベツ、大根： 1 ppm

日本なし、りんご： 5 ppm

登録保留基準：果実： 5 ppm

野菜、いも類、茶： 1 ppm

登録失効後

平成8年9月2日：残留基準値告示：全作物で検出不可(注)

(注)厚生省の食品衛生調査会で再評価がなされ、作物中に検出されてはいけないものとなった。その際「動物試験において発ガン性が認められており、無毒性量を評価しうるデータがないことから、ADIを取り消すことが適当である。」との評価がされた。